

介護職員等処遇改善加算について

令和6年6月改正

介護職員等処遇改善加算とは、介護現場で働く職員の処遇改善を行い人材確保に努め良質なサービス提供を続けることができるようにするための取り組みです。

令和6年度介護報酬改定においては、①事業所の賃金改善や申請に係る事務負担を軽減する観点、②利用者にとって分かりやすい制度とし、利用者負担の理解を得やすくする観点、③事業所全体として柔軟な事業運営を可能とする観点から、処遇改善に係る加算の一本化を行うこととしました。当該加算算定のために、下記の要件を満たしている必要があり、当施設におきましても加算算定を行っております。

1. キャリアパス要件について

要件Ⅰ

- ① 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。
- ② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。
- ③ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知している。

要件Ⅱ

- ① 介護職員の資質向上に関する計画を策定し、計画に係る研修を実施する。
→ 各事業所の研修計画書に沿って実施する。
- ② 資格取得のための支援の実施
→ 研修受講のための勤務シフトの調整をする。

要件Ⅲ

介護職員について一定の基準（人事考課）に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。

2. 職場環境等要件について

- ① 入職促進に向けた取り組み
法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針・その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ② 資質向上やキャリアアップに向けた支援
上位者・担当者等によるキャリア面接など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会を確保
- ③ 両立支援・多様な働き方の推進
有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ③ 腰痛を含む心身の健康管理
雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施

⑤ 生産性向上のための業務改善の取組

業務手順書の作成や記録・報告様式等の工夫等情報共有や作業負担の軽減

⑥ やりがい・働きがいの醸成

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

3. 介護職員等処遇改善加算要件について

| 事業所 | 介護職員等処遇改善加算 |
|------------------------|-------------|
| 特別養護老人ホームハーモニー | 加算Ⅰ |
| デイサービスセンターメロディー | 加算Ⅰ |
| ハーモニーホームヘルパーステーション | 加算Ⅰ |
| 南押原デイサービスセンター | 加算Ⅰ |
| デイサービスセンターリズム | 加算Ⅰ |
| グループホームおしはらの里 | 加算Ⅰ |
| リハビリデイサービス Harmony 鹿沼店 | 加算Ⅰ |

4. 介護サービス情報の公開制度について（見える化要件）

算定している場合、賃金以外の処遇改善に関する取り組み内容（職場環境等要件）を記載し外部へ公表していること。